

「生活の本拠を共にする婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営む交際の関係」にある（あった）ことを基礎づける事情について（補足説明）

（※ 申立人と相手方との関係が法律上の婚姻関係にない場合、「申立書：申立ての理由1(2)イ」「陳述書」には、以下の点についても記載してください。）

「生活の本拠を共にする婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営む交際
の関係」にある（あった）ことを基礎づける事情としては、

- ① 住民票上、申立人と相手方の届出住所が同一であること
- ② 賃貸借契約書上、申立人と相手方の両方が賃借人であるか、一方が賃借人となり、他方が同居人となっていること
- ③ 公共料金の一部を申立人が支払っているが、その他の公共料金は相手方が支払っていること

などを記載することが考えられます。

このような客観的な裏付けがない場合には、なぜ相手方との交際関係が単なる交際関係を超えて、生活の本拠を共にする婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営む交際関係にあるといえるのかを具体的に記載してください。